

令和8年3月4日

お客様各位

株式会社 兵庫確認検査機構

## 中規模非住宅建築物の省エネ基準引上げのお知らせ

平素より、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年10月16日に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和8年4月1日より、中規模非住宅建築物の省エネ基準が引き上げられることとなっています。

新しい基準が適用される対象物件等は、下記のとおりとなっておりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる建築物

非住宅建築物または複合建築物のうち、非住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満であるもの（開放性を有する部分を除く）

#### 2. 適用される省エネ基準

建物用途ごとに基準値の水準が異なります。（現行省エネ基準から15～25%強化）

現行(2025年度時点)の水準		2026年度の水準(赤字部分)	
用途・規模	一次エネ(BEI)の水準	用途・規模	一次エネ(BEI)の水準
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	1.00 <sup>※1</sup>	工場等	0.75 <sup>※1</sup>
		事務所等 学校等 ホテル等 百貨店等	0.80 <sup>※1</sup>
		病院等 飲食店等 集会所等	0.85 <sup>※1</sup>

※1 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含む。

※2 増改築については、改正法の全面施行以降(R7.4～)、増改築部分の面積の規模に応じて該当する規模の水準を使用。

#### 3. 施行日・適用時期の考え方

省エネ適判の申請日が令和8年4月1日以降であるものが対象(電子申請の場合は、弊社の電子申請システム KIKOnet にアップロードされた日付により判断)

本件に関するご不明点等がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。